

商標監視調査

近年、海外において、日本の地名や農林水産物名などが第三者によって商標として出願・登録される事案が増加しています。自社のブランドが「冒認」あるいは「抜け駆け」のような形で出願され、登録されてしまった場合、次のような問題が発生します。

第三者の権利を侵害することとなり、当該国においてブランドが使用できなくなる

第三者による模倣行為に対して模倣行為であることを立証する手間と費用が発生する

ブランドの信用・信頼を失墜する

模倣行為の取締りが困難でビジネスチャンスを潰すことになる

第三者の悪意による商標権取得に対する対抗策（不使用取消審判、無効審判、買取交渉など）により、費用と工数の損失となる

日本のブランドを守り、発展させていくためにも、商標出願を行うと共に、不正な商標出願・登録を監視し、適切な対応をすることが重要です。また、第三者の権利が登録になる前に、対応することが重要です。

■ ■ 第三者に日本の地名や農林水産物名などを商標出願された場合の対応策 ■ ■

	対応手段	特徴
出願中	情報提供	<ul style="list-style-type: none">国によっては正式な制度として設置されていない非公式で行う場合、審査官の裁量に委ねられる
公告	異議申立	<ul style="list-style-type: none"><u>一部の国を除いて、公告制度を設けている。</u><u>有名な地名であることを理由に申立が可能。</u>
登録	無効審判 不使用取消審判 (買取交渉)	<ul style="list-style-type: none">請求にあたり利害関係が求められる場合が多い。不使用取消審判請求については、事前に使用調査を実施し、不使用立証を申立側が行う必要がある国がある。

■ ■ 発見方法 ■ ■

- 公報を定期的に監視(商標ウォッチング)することで、不正な商標出願を排除することが可能。
- ステータス調査(商標スクリーニング)をすることで、不正な商標出願・登録の現状を把握することが可能。

商標監視調査（トライアル）

■ 商標ウォッチング調査

世界中の商標法が制定されている国や地域における**公告情報をチェックし、新たに出願される商標を監視**し、同一もしくは類似すると思われる第三者の商標をお知らせいたします。

- 調査対象：文字 / 図形（うち1商標）
※文字は、アルファベットを調査。
※漢字、ひらがな、カタカナは図形としてウォッチする方法から、データベース格納時にアルファベットに音訳し、アルファベットにて検索する。
- 対象国：海外約190ヶ国・地域の中から複数選択。（全部選択可）
- 対象区分：29,30,31,32,33類の中から複数選択。（全部選択可）
- 報告方法：発見された商標ごとに、商標態様、地域、出願人情報、指定商品、異議申立期日等、詳細情報を都度ご報告。
- 調査期間：2021年9月～2022年2月（6ヶ月）

■ 商標スクリーニング調査

漢字及びその称呼、外観が同一の**既に登録済み又は出願中の商標について、現状を調査**いたします。ただし、出願直後の未公開商標については、対象となりません。

- 調査対象：漢字、アルファベット（うち1商標）
※データベースに漢字が格納されていない国については、付与された音訳のローマ字表記がある場合抽出。
- 対象国：海外約20ヶ国・地域（うち1ヶ国）
- 対象区分：29,30,31,32,33類の中から複数選択。（全部選択可）
- 報告方法：商標態様、出願人・権利者情報、ステータス等、詳細情報
- 調査期間：調査時点で当局データベースに格納されている出願・登録・権利消滅商標

■ 募集要項

- 募集件数：先着10件（各自治体1商標・1調査）
- **申込締切（案）：2021年8月13日（金曜日）**
- 調査結果の取扱い：調査結果は、会員と共有いたします。また、調査結果に対する対応結果について、最終的に取りまとめをし、会員と共有します。

お問合せ

株式会社マークアイ 農林水産知的財産保護コンソーシアム事務局
〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー8F
TEL:03-6862-9953 FAX:03-6862-9930 E-mail: maff@mark-i.jp

商品・役務区分表

(商標法施行令第2条において規定する別表(政令別表))

分類	主な商品/役務
第1類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第2類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調整品
第3類	洗淨剤及び化粧品
第4類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第5類	薬剤
第6類	卑金属及びその製品
第7類	加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械
第8類	手動工具
第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属、貴金属製品であつて他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙、紙製品及び事務用品
第17類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第18類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第19類	金属製でない建築材料
第20類	家具及びプラスチック製品であつて他の類に属しないもの
第21類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第22類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第23類	織物用の糸
第24類	織物及び家庭用の織物製カバー
第25類	被服及び履物
第26類	裁縫用品
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第30類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料
第31類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第33類	ビールを除くアルコール飲料
第34類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
第35類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第36類	金融、保険及び不動産の取引
第37類	建設、設置工事及び修理
第38類	電気通信
第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第40類	物品の加工その他の処理
第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第42類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第44類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く。)、警備及び法律事務

(出典：特許庁『類似商品・役務審査基準(国際分類第11-2021版対応)』)

お問合せ

株式会社マークアイ 農林水産知的財産保護コンソーシアム事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー8F

TEL:03-6862-9953 FAX:03-6862-9930 E-mail: maff@mark-i.jp